

- 津幡町の将来を担う子供たちのために(仮称)ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願
- 「(仮称)ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願
- 「常設型」住民投票条例の制定を求める請願

わたしは、請願第1号 津幡町の将来を担う子供たちのために(仮称)ボートピア津幡建設計画の白紙撤回を求める請願、それから請願第3号「(仮称)ボートピア津幡」の事業仕分けを求める請願、それから請願第2号「常設型」住民投票条例の制定を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

毎回、ボートピアの請願については、さまざまな形で提出されております。まず一つ、この請願の中で申し上げたいのは、公営ギャンブル場を設置することは、将来に何もいいものは残さない、いいものどころか悪いことばかりが残るとわたしは思います。一部の大人たちが、今、現在、利益を得ればそれでいい。お金が入ってくればそれでいい。そのような状況の中で、今回のボートピア設置計画が進んでいるのではないのでしょうか。

開発行為の申請が県に提出されたとはいえ、まだ警察との協議もなく、もちろん国土交通省は認可しておりません。このような状況でこそ、ボートピアに対する説明、再認識、ボートピアができたならどういうところがいいのか、どういうところが困るのか、もう一度、一つのテーブルの上がいいこと悪いこと並べてみようじゃありませんか。まだボートピアは、工事は進んでおりません。この今こそ、ボートピアに対する検証を町民みんなでやるのが、私はこのボートピア問題を解決する一つの手だてになるのではないかと考えております。本会議で、谷下議員が一般質問の中に、ボートピアは興行的な要素があると。競馬とか、そういったものと違って、みかじめ料というか、見せものとしてもそのときにお金を取る、そんなシステムも陰ながらあるのではないかというような質問をされておりました。わたしは、そのことについては分からない。でも、何かやはり不安なものを感じます。子どもたちに負の遺産を残すのではなく、本当に津幡町に誇れる未来のあるものを残すためにも、もう一度ボートピアについて、町民全員で、全体で検証し直す、そういった作業をしなければならないと思います。

それから「常設型」住民投票条例の制定を求める請願についてです。これも賛成の立場で討論いたします。

請願には、住民と議会にずれが出てくるそのようなときに、この常設型の住民投票条例が必要であるといっております。なぜ、このような請願が出てくるのでしょうか。本来、住民と議会とに開きや何らかのずれがあまり感じられなければ、このような請願はむしろ必要ないと思われれます。

住民自治というのは、やはり、直接民主制、直接、ものが言えて、直接、議論できる

そのような関係が一番いい。それでもみんなが参加して、各自がかってに言ってもなかなか決まらない。だから議員が代表して、そこで議論をし、議決をし、町の行く末を決めていく。そういうものであります。

しかし付議された議会は、住民投票は議会制民主主義を否定するなどとして、住民投票実施を否決するケースが相次いでおります。直接請求をしても、議会に否決されてしまう可能性が大変高い。それに対抗するためにも、常設型住民投票条例を備えるべきだと思います。